

社会福祉法人あおい福祉会
グループホームあおい（共同生活援助）運営規程

（事業の目的）

第1条 この規程は、社会福祉法人あおい福祉会が設置運営するグループホームあおい（以下「事業所」という。）が行う指定共同生活援助事業の適正な運営を確保するために人員及び管理・運営に関する事項を定め、利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った、適切かつ円滑な共同生活援助の提供を確保することを目的とする。

（運営の方針）

- 第2条 事業所は、障害者が自立を目指し、地域において共同して日常生活を営むことができるよう、当該障害者の身体及び精神の状況及びその置かれている環境に応じて、共同生活住居において相談その他日常生活上の援助を適切かつ効果的に行うものとする。
- 2 事業の実施に当たっては、関係市町、地域の保健・医療・福祉サービス機関と連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。
- 3 前2項の他、関係法令等を遵守し、事業を実施するものとする。

（事業所等の名称及び所在地）

第3条

（1）事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- | | |
|-------|------------------|
| ア 名称 | グループホームあおい |
| イ 所在地 | 福井県福井市開発5丁目709番地 |

（従業者の職種、員数及び職務内容）

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

（1）管理者 1名（兼務）

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。

（2）サービス管理責任者 1名（兼務）

サービス管理責任者は、個々の利用者について、アセスメントをし、個別支援計画の作成と継続的なサービス支援の評価を行い、サービスの内容とその実施に係る業務を行なう。

（3）世話人 市条例に基づき定められた人員配置基準以上

世話人は、食事の提供や生活上の相談等、日常生活を適切に援助する。

（4）生活支援員 市条例に基づき定められた人員配置基準以上

生活支援員は、利用者に対し、入浴、排せつ、食事等に関する介護を行なう。

（5）宿直職員 1名

宿直職員は、就寝準備の確認、緊急時の対応等の夜間支援を行う。

(入居定員)

第5条 事業所の入居者の定員は10人とする。

(指定共同生活援助の内容)

第6条

- (1) 共同生活援助計画等の作成
- (2) 利用者に対する相談
- (3) 食事の提供
- (4) 健康管理・金銭管理の援助
- (5) 余暇活動の支援
- (6) 緊急時の対応
- (7) 日中活動の場等との連絡・調整
- (8) 財産管理等の日常生活に必要な援助
- (9) 夜間における支援
- (10) 前各号に附帯する便宜

(2) から (9) に附帯するその他必要な介護、支援、家事、相談、助言

(利用者から受領する費用の額等)

第7条 指定共同生活援助を提供した際には、利用者から当該指定共同生活援助に係る利用者負担額の支払を受けるものとする。

2 法定代理受領を行わない指定共同生活援助を提供した際は、前項に掲げる利用者負担額のほか、厚生労働省が定める費用の額の支払を受けるものとする。この場合、その提供した指定共同生活援助の内容、費用の額その他必要と認められる事項を掲載したサービス提供証明書を利用者に対して交付するものとする。

3 次に定める費用については、当月の利用料金合計額を、翌々月10日までに請求する。事業所は請求同月25日に金融機関から引き落とす。

(1) 家賃月額 20,000円

ただし、特定障害者特別給付費支給対象者は10,000円とする。

(2) 光熱水費 実費相当額

(3) 食材料費 朝食 270円 夕食 620円(消費税込み)

キャンセル料 朝食 270円 夕食 620円(消費税込み)

(4) ケーブルテレビ料金(利用希望者) 月額 2,310円/部屋

(5) 通信運搬費 実費相当額

(6) 預り金管理費(利用希望者) 月額 1,000円

(7) 日用品費 実費相当額

(8) その他の日常生活において通常必要となるものに係る費用であって、利用者に負担させることが適当と認められるものの実費

4 前項の費用の支払いを受ける場合は、あらかじめ利用者に対し、サービスの内容及び費用につい

て説明を行ない、同意を得るものとする。

- 5 第1項から第3項までの費用の支払いを受けた場合は、利用者に対し、当該費用に係る領収証を交付するものとする。

（入居に当たっての留意事項）

第8条 利用者は、入居に当たっては、次に規定する内容に留意すること。

- (1) 家事等は、原則として利用者と従業員が共同で行うこと。
- (2) 外泊、外出する場合は、事前に事業所に届け出ること。
- (3) 利用者は秩序に従って相互の親睦を深める。

（緊急時の対応方法）

第9条 指定共同生活援助の提供を行っているときに利用者に症状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに事業所が定める協力医療機関又は利用者の主治医（以下「協力医療機関等」という。）への連絡を行う等の必要な措置を講ずるとともに、管理者に報告する。また、職員及び利用者が速やかに連絡できるよう、協力医療機関等の連絡先を共同生活住居内に掲示する。

（1）協力医療機関 つくし野病院 電話：0776-55-1800

（2）あおい福祉会 当番職員 携帯電話：080-4258-1589

2 協力医療機関等への連絡等が困難な場合には、他医療機関等への連絡を行う等の必要な措置を講ずる。

3 指定共同生活援助の提供により事故が発生したときは、直ちに県、市町、利用者の家族等に連絡するとともに、必要な措置を講じる。

4 指定共同生活援助の提供により賠償すべき事故が発生したときは速やかに損害を賠償する。

5 事業所は、前項の損害賠償のために損害賠償責任保険に加入する。

（非常災害対策）

第10条 事業所は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に職員に周知するとともに、定期的に避難救出その他必要な訓練を行う。

（苦情解決）

第11条 提供した指定共同生活援助に関する利用者及びその家族（以下「利用者等」という。）からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付ける窓口を設置する。

2 提供した指定共同生活援助に関し、法第10条第1項の規定により市町が、また、法第48条第1項の規定により福井県知事又は市町長が行う報告もしくは文書その他の物件の提出もしくは提示の命令、又は当該職員からの質問もしくは事業所の設備もしくは帳簿書類その他の物件検査に応じ、及び利用者からの苦情に関して市町又は、福井県知事及び市町長が行う調査に協力するとともに、市町又は、福井県知事及び市町長から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必

要な改善を行う。

- 3 社会福祉法第 83 条（昭和 26 年法律第 45 号）に規定する運営適正化委員会が同法第 85 条の規定により行う調査又はあっせんのできる限り協力する。

（個人情報の保護）

第 12 条 事業所は、その業務上知りえた利用者等の個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）その他の関係法令等を遵守し、適正に取り扱う。

2 職員は、その業務上知り得た利用者等の秘密を保持する。

3 職員であった者に、業務上知り得た利用者の秘密を保持するため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、職員との雇用契約の内容とする。

4 事業所は他の障害福祉サービス事業者に対して、利用者等に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により利用者等の同意を得る。

（虐待防止に関する事項）

第 13 条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待防止のため、次の措置を講ずる。

- （1）虐待防止に関する責任者の選定及び設置
- （2）成年後見制度の利用支援
- （3）苦情解決体制の整備
- （4）職員に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施
- （5）虐待防止委員会の設置

（感染症及び食中毒の発生・まん延防止のための対策）

第 14 条 事業所は、事業所内において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないよう、次の各号に掲げる措置を講ずるものとする。

- （1）事業所において、感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のため対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可）を定期的に開催するとともに、その結果について職員へ周知徹底を図る。
- （2）事業所において、感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための指針を整備する。
- （3）職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための研修並びに訓練を定期的の実施する。

（業務継続計画の作成）

第 15 条 事業所は、感染症や非情災害の発生時において、利用者に対する指定共同生活援助の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務計画に従い、次の各号に掲げる措置を講ずるものとする。

- （1）職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的の実施する。
- （2）定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務計画の変更を行う。

（身体拘束の禁止）

第 16 条 事業所は、指定共同生活援助の提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむ得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行わないものとする。

2 事業所は、やむ得ず前項の身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむ得ない理由など必要な事項を記録することとする。

3 事業所は、身体拘束の適性を図るため、次の各号に掲げる措置を講ずるものとする。

（１） 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可）を定期的に開催するとともに、その結果について職員へ周知徹底を図る。

（２） 身体拘束等の適正化のための指針を整備する。

（３） 職員に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。

（地域との連携等）

第 17 条 事業所は、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図るものとする。

2 事業所は、利用者及びその家族、地域住民の代表者、共同生活援助について知見を有する者並びに市町村の担当者等により構成される協議会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。以下「地域連携推進会議」という。）を開催し、おおむね 1 年に 1 回以上、地域連携推進会議において、事業の運営に係る状況を報告するとともに、必要な要望、助言等を聴く機会を設けるものとする。

3 事業所は、地域連携推進会議の開催のほか、おおむね 1 年に 1 回以上、当該地域連携推進会議の構成員が事業所を見学する機会を設けるものとする。

4 事業所は、第 2 項の報告、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表するものとする。

（ハラスメント対策）

第 18 条 適切なサービスを確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動があつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

（その他運営に関する重要事項）

第 19 条 事業所は、職員の資質向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務の執行体制にも検証、整備する。

（１）採用時研修 採用後 2 カ月以内に行う

（２）継続研修 年 1 回以上行う

2 事業所は、職員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備する。

3 事業所は、利用者に対する指定共同生活援助の提供に関する諸記録を整備し、当該指定共同生活援助を提供した日から 5 年間保存する。

- 4 事業所は指定共同生活援助の利用について市町村又は相談支援事業を行う者が行う連絡調整に、できる限り協力する。
- 5 この規程に定める事項の他、運営に関する重要事項は社会福祉法人あおい福祉会と事業所の管理者との協議に基づいて定める。

附則

この規程は、平成 28 年 8 月 29 日から施行する。

この規程は、平成 29 年 6 月 29 日から施行する。

この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 4 年 7 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 7 年 1 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 7 年 10 月 1 日から施行する。